国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
神奈川県鎌倉市	1	ロードプライシング	ETCシステムを活用した料金徴収	車両の流入抑制による域内交通の最適化及び公共交通機関利用への転換	地域への流入車両抑制策等として道路通行への課金をする場合、「道路無料公開の原則」との関係の整理が必要となる	道路無料公開の原則	道路法との関係も含め、「地域への流入車両に課金する」ことを可能とする新たな法的枠組みの構築が必要となる。	国土交通省	ご提案の地域における道路通行への課金については、課金の根拠となる新しい法的枠組みを含めた立法措置が必要と考えられる。その際、道路通行への規制という観点から、国土交通省だけでなく、関係省庁も含めた検討が必要となることが想定される。	地域外の車両が流入する事の対価として、一般道路で道路使用料を徴収するには、「道路無料公開の原則」が障壁となる。道路法第25条「有料の橋又は渡船施設」の規定と同様に、「観光渋滞が著しい地域に車両で流入する場合、自治体は渋滞対策のため有料にできる」旨を同法に規定する、又は、限定列挙を削除し「道路の機能を維持する等に必要な場合は有料にできる」旨を規定する等、一般道での課金を可能とするよう法改正を求める。また、徴収した道路使用料の使途は、道路整備の解釈を拡大し、地域内の環境整備等に充当したい。ロードプライシングの実現に向け必要な措置を、道路法や道路交通法等の諸法令へ位置づけることを検討願いたい。	国土交通省警察庁	ご提案の地域における道路通行への課金については、課金の根拠となる新しい法的枠組みを含めた立法措置が必要と考えられる。その際、道路通行への規制という観点から、国土交通省だけでなく、関係省庁も含めた検討が必要となることが想定される。
神奈川県鎌倉市	2	ロードプライシング	ETCシステムを活用した料金徴収	車両の流入抑制による域内交通の最適化及び公共交通機関利用への転換	有料道路とは、道路法上の道路のうち道路整備特別措置法により料金を徴収するものをいい、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令は、その料金の徴収事務についての取扱いを定めたものである。 そのため、一般道路に流入する際にETCシステムを活用する場合には、一般道路にETCシステムを使用して料金徴収が可能となる当該省令の改正や条例の制定等も含め、新たなルールづくりが必要となる。	有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令	コードンプライシングとして、一般道路に流入する際にETCシステムを活用する場合には、一般道路にETCシステムを使用して料金徴収が可能となる当該省令の改正や条例の制定等も含め、新たなルールづくりが必要となる。 （域内の道路を道路整備特別措置法により料金を徴収する有料道路とする場合には、特段見直しは発生しない。）	国土交通省	「有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令」は、ETCの活用を有料道路における使用のみに限定する規制ではなく（現に、有料道路以外にETCを活用している事例は存在）、有料道路の料金徴収にETCを使用する場合のルールを決めているものにすぎないため、ご提案の実現に向けて制度面での阻害要因とはならないものと思料。（なお、一般道における課金等にETCを使用する場合に、別途何らかのルールを定めることは想定されうる。）	地域外の車両が流入する事の対価として、一般道路で道路使用料を徴収するには、「道路無料公開の原則」が障壁となる。道路法第25条「有料の橋又は渡船施設」の規定と同様に、「観光渋滞が著しい地域に車両で流入する場合、自治体は渋滞対策のため有料にできる」旨を同法に規定する、又は、限定列挙を削除し「道路の機能を維持する等に必要な場合は有料にできる」旨を規定する等、一般道での課金を可能とするよう法改正を求める。また、徴収した道路使用料の使途は、道路整備の解釈を拡大し、地域内の環境整備等に充当したい。ロードプライシングの実現に向け必要な措置を、道路法や道路交通法等の諸法令へ位置づけることを検討願いたい。	国土交通省警察庁	ご提案の地域における道路通行への課金については、課金の根拠となる新しい法的枠組みを含めた立法措置が必要と考えられる。その際、道路通行への規制という観点から、国土交通省だけでなく、関係省庁も含めた検討が必要となることが想定される。
神奈川県鎌倉市	3	遠隔診療・服薬指導	オンライン等の遠隔での診療や服薬指導を初回から可能とする	本市は、少子高齢化が進展し、かつ交通不便地域が複数存在している。初回から遠隔による診療や服薬指導が可能となることにより、高齢者や障害があり通院が困難な市民に対する充実した医療体制が構築できる。また、昨今の新型コロナウイルス等の感染リスクの減少にもつながる	現在COVID-19 の感染拡大に伴い、厚生労働省令和2年4月10日事務連絡・同年5月1日事務連絡により，オンライン診療の拡充を認めた措置が認められているが、あくまで時限的な特例措置である。オンライン診療の適切な実施に関する指針では、オンライン診療について、初診は原則対面とすることが記載されており、また、オンライン服薬指導についても、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3第1項により、対面での服薬指導が義務づけられている。また、本市を含む県域全域については国家戦略特区であり、規制改革メニューの一つとして、対面による服薬指導が困難な場合には薬剤遠隔指導等を行わせることができる特例措置があるが、本市の特徴からこの特例措置に加えて区域外の患者についても適用を拡大されたい。	オンライン診療の適切な実施に関する指針 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3第1項	本市を含む県域全域については国家戦略特区であり、規制改革メニューの一つとして、対面による服薬指導が困難な場合には薬剤遠隔指導等を行わせることができる特例措置があるが、本市の特徴からこの特例措置に加えて区域外の患者についても適用を拡大されたい。	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時限的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた時限的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に時限的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年秋を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和３年６月18 日閣議決定）こととしております。 薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和３年６月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和３年６月18 日閣議決定）を踏まえ、2021（令和３）年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととしております。				
神奈川県鎌倉市	4	ﾄﾞﾛｰﾝによる物資輸送	ドローンを活用した物資の配送を行うもの	配送車両の減少による市内交通の混雑緩和、配送ドライバーの担い手不足の解消等	航空法第第132条の２第1項第7号及び航空法施行規則 第236条の6の規定により、人または物件と30m未満の距離で無人航空機を飛行させるためには、第三者物件の所有者から許諾を得たとしても、国土交通大臣の承認が必要となる。 そのため、ドローンによる物資配送の際に都度国土交通大臣の承認を得ることは困難な状況。	航空法第第132条の２第1項第7号 航空法施行規則第236条の6	ドローンを活用した物資の輸送については、航空法第第132条の２第1項第7号及び航空法施行規則第236条の6の適用除外としていただきたい。	国土交通省	【航空法について】 物資輸送の場合に限り当該規定を適用除外することは対応ができませんが、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させる場合には、１年間を限度として許可承認を行っています。				
神奈川県鎌倉市	5	ドローンによる物資輸送	ドローンを活用した物資の配送を行うもの	配送車両の減少による市内交通の混雑緩和、配送ドライバーの担い手不足の解消等	民法第207条の規定により、土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶため、ドローンを活用し民家上空を経由して物資の輸送をする場合、上空の輸送ルートの土地所有者すべてに許可を得ることは困難。	民法第207条	ドローンを活用した物資の輸送については、民法第207条の適用除外としていただきたい。	内閣官房	民法においては、「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」（第２０７条）と規定されているが、その所有権が及ぶ土地上の空間の範囲は、一般に、当該土地を所有する者の「利益の存する限度」とされており、第三者の土地の上空において無人航空機を飛行させるに当たって、常に土地所有者の同意を得る必要がある訳ではないものと解される。その上で、ドローンを活用した物資の輸送について、更なる措置を要するかについては、慎重に検討する必要がある。 詳細については、下記資料を参照いただきたい。 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyougi_dai16/betten4.pdf				
神奈川県鎌倉市	6	若年層の政治参画の促進	若年層の被選挙権の引き下げ	これからの鎌倉をつくり、支えていく若年層の政治参画を促進し、鎌倉らしさの確実な継承と、新たな価値を創造	公職選挙法第10条第1項第5号において、市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のものと定められている	公職選挙法第10条第1項第5号	公職選挙法第10条第1項第5号を改正し、例外規定として市町村の定める条例により、被選挙権の年齢要件を独自に定めることができる旨を追加していただきたい。	総務省	被選挙権年齢のあり方については、民主主義の土台である選挙制度の根幹に関わるものであることから、国会における議論なども踏まえる必要があると考えている。			